

## 令和3年3月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和3年3月19日（金）  
開会：午前9時30分 閉会：午前10時30分
- 2 開催場所 新館大会議室
- 3 会議次第
  - 2月定例会、臨時会議事録承認
  - 教育長報告
  - 議案第11号 令和2年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計2月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
  - 議案第12号 令和3年度における市長等の給与の特例に関する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について
  - 議案第13号 大津市指定有形文化財の指定の解除について
  - 議案第14号 平成21年教育委員会告示第1号（大津市指定有形文化財の指定について）の一部改正について
  - 議案第15号 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第16号 大津市立幼稚園における3年保育実施の年次計画・大津市立幼稚園規模適正化に向けた実施計画の変更について
  - 議案第17号 大津市教育委員会の所属職員の任免に係る臨時代理について
  - 議案第18号 大津市教育委員会の所属職員の任免について
- 4 出席委員  
島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員
- 5 事務局出席者  
平尾教育部長、橋詰教育部次長、青山教育総務課長、上杉同課長補佐、西本同課主任、山田教職員室長、人見学校教育課長、太田児童生徒支援課長、東学校給食課長、本郷生涯学習課長、山口文化財保護課長、杉本市民スポーツ課主幹、大塚同課主事、乾幼児政策課長、水上同課幼児教育指導監、長堀同課長補佐
- 6 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が3月定例会の開会を宣言  
市民憲章斉唱

議題の公開／非公開 議案第17号及び議案第18号について非公開とすることを決定

2月定例会、臨時会議事録承認 一部修正の上、承認

教育長報告

○議案第11号 令和2年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計2月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○橋詰教育部次長 本議案は、市議会2月通常会議で上程された教育費補正予算について市長へ意見を申し出るものであり、教育委員会を開く暇がなかったことから、教育長が臨時に代理したのものにつき承認を求めるものである。

今回の2月補正全体会については、主に決算を見越した事業費の精算の補正となる。学校給食事業特別会計については7,083万円余りの減額となり、補正後の予算総額は24億4,900万円余りとなる。一般会計教育費の補正予算額は1億9,196万円余りの減額とし、補正後の予算総額は100億5,959万円余りとなる。

以下、個別の内容のうち一部について説明を加える。

通番67番、学力向上推進事業費は、臨時休校に伴う学習保障に係る経費や学校再開に伴う学校支援ボランティア活動経費を精算するものである。

通番68、69、学校ICT活動整備事業費(小・中)は、学校のICT環境の整備事業の進捗に伴う減額補正を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今年度3月中の納入が困難と見込まれる大型テレビなどの備品購入費について翌年度に繰り越すものである。

通番70番、中学校校舎等改修事業費は、事業の進捗に伴い減額補正を行うとともに、今年度中の納期が困難と見込まれる瀬田中学校の可搬型階段昇降機の備品購入費について繰り越すものである。

通番71、公民館(単独)管理運営費は、大津公民館の空調設備の更新や和邇公民館分館事業費の精算、そして小野公民館分館の雨漏りに伴う修繕に係る補正予算とともに、大津公民館の指定管理料に係る債務負担行為を設定するものである。

通番72、図書館施設改修事業費は、昨年12月に教育のために使ってほしいと申出いただいた寄附金を活用した移動図書館の更新経費の計上と、その他事業費の精算を行うものである。そして、移動図書館の更新経費については、翌年度に繰り越すものである。

通番73、文化財保存修理等補助事業費は、国、県、市の指定文化財の保存修理等の補助事業費を精算するとともに、延暦寺根本中堂等の保存修理に係る分について繰り越すものである。

学校給食事業特別会計については、当初の想定より喫食数が減少したこと等に伴う賄材料費減額などによる減額補正である。

【質疑】

○田村委員 70番の瀬田中学校の可搬型階段昇降機について、瀬田中学校にはエレベーターはないのか。

○青山教育総務課長 瀬田中学校に既存のエレベーターはあるが、学校が大きく2棟に分かれており、片側の棟のエレベーターは3階まで上がれるもので、渡り廊下によりそれぞれの階の平行移動はできるが、エレベーターがない棟の3階から4階への移動ができない状態である。この部分についてはエレベーターの追加設置も検討したが、難しいため、車椅子にセットすることで階段を上下できる昇降機を購入するものである。

- 田村委員 73番について、補助事業であるが減額に伴う補助金の返還は生じないのか。
- 山口文化財保護課長 例えば国指定事業については事業費の一部について国庫補助金を受け取ることとなるが、同補助金は国から直接所有者又は管理者に支払われており、予算計上はない。また、国庫補助金等の支払いについては、実績払いであるため、返還等の手続きは生じない。

**【採 決】** 可決

**○議案第12号 令和3年度における市長等の給与の特例に関する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について**

**【説 明】**

○青山教育総務課長 本議案は市議会2月通常会議に上程された議案について市長への意見を申し出るものであり、教育委員会を開催する時間的余裕がなかったことから教育長が臨時に代理したものに付き承認を求めるものである。

市長等の給与の特例条例ということで、新型コロナウイルス感染症にまだ終息の見通しが立たず、その影響などで市税等の収入が減少しているという状況を踏まえ、市長や教育長等の特別職の給料月額につき令和3年度の時限的な措置として、その10分の1を減じるという内容となっている。

**【質 疑】** なし

**【採 決】** 可決

**○議案第13号 大津市指定有形文化財の指定の解除について**

**○議案第14号 平成21年教育委員会告示第1号（大津市指定有形文化財の指定について）の一部改正について**

**【説 明】**

○山口文化財保護課長 大津市指定有形文化財の指定の解除に関する議案である。このたび大津市指定有形文化財2件が滋賀県の指定有形文化財に指定されたことに伴い、大津市の文化財保護条例の規定に基づき、大津市の指定を自動的に解除されるため、そのことについて議決を求めるものである。

議案第13号は指定の解除の告示について、第14号は大津市が平成21年に指定した際の告示内容の改正についてである。

本告示は、来る4月1日付で告示を行い、滋賀県が指定を告示した2月16日から適用するものです。

対象の文化財は2件であり、いずれも大津市坂本本町にある松禅院が所有しており、現在、大津市で歴史博物館が保管する仏像2体である。いずれも平安時代の初期彫刻の特徴があり、比叡山創世期の仏像づくりを示す貴重な作品として高い意義があると、今回、滋賀県の文化財専門委員の皆様方から高く評価されたものである。

**【質 疑】**

○田村委員 県の指定文化財として指定される際の手続きについて、市から県へ推薦等を行うのか。

○山口文化財保護課長 県の指定、国の指定も同様であるが、特に大津市の意向伝達や推薦は行っていない。県及び国、それぞれ学識経験者等で専門委員会が組織されていて、それぞれの委員会での評価を得て指定になるものであり、今回はそれが大津市の指定文化財であったということである。

【採 決】 可決

○議案第15号 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

○市民スポーツ課大塚主事 まず、学校体育施設開放事業の概要についてであるが、昭和51年6月26日付の文部事務次官通知において、学校教育に支障がない限り学校体育施設は一般のスポーツのための利用に供する必要があるということで、大津市でも地域住民スポーツ活動を推進するために昭和54年から実施しているところである。

現在は、小学校では36校の体育館及び運動場、中学校では10校の体育館、計46校で開放しており、これら各小・中学校において運営委員会というものが組織され、そこに業務を委託する形で運営している。

今回、規則の改正に至った経緯であるが、運営委員会の業務として学校との調整、利用団体との調整、そのほかに申請書の受付とそれに伴った許可書の交付を行っている。許可書の交付を行うため、委員を大津市の嘱託職員として委嘱を行い、当該事業を行ってきていた。今年度より、非正規身分が整理され、嘱託職員という身分から会計年度任用職員という身分に移行したが、令和2年6月22日に開催した運営委員会の全体会議の中において、運営委員は、実際には地域のボランティアの方々が行っているものであり、一般の会計年度任用職員と同様に地方公務員法上の服務規定などが適用されることに対して、無理があるのではないかという意見、指摘があった。それを受けて運用の見直しを行ったものである。

今までは、運営委員会が申請書を受け付けた段階で、その場で許可書の交付をしていたが、今後は許可書を交付するのではなく、確認書を交付することに改め、運営委員会は許可業務を行わないという形になる。代わりに、申請書を担当課まで送ってもらい、担当課がそれを確認して決裁を行った段階で、既に交付している確認書を許可書とみなすという運用に変更する。学校との調整、利用団体との調整については引き続き業務を担ってもらう。この運用に合わせて規則の改正を行うものである。

改正内容としては、規則第5条第2項における文言を整理するとともに及び同条第3項を追加し、様式についても変更を行うものである。

【質 疑】

○田村委員 今回の改正の背景は、地公法の適用や身分の整理に係る手続き上の問題であり、この変更によって、地域の体育振興に関わっては大きな影響は及ばないという理解で良いか。

○杉本市民スポーツ課主幹 そのとおりである。

【採 決】 可決

○議案第16号 大津市立幼稚園における3年保育実施の年次計画・大津市立幼稚園規模適正化に向けた実施計画の変更について

【説 明】

○乾幼児政策課長 本計画については、平成28年9月に策定されたものであるが、今回変更に至った経緯は、昨年3月に市立保育園の民営化を一旦白紙に戻す中で、保育園や幼稚園などの就学前教育の施設全体について、公の役割や地域の特性、人口推計などを踏まえ、今後のあるべき姿等を検討することとしたものである。

今年度に庁内ワーキングチームや保育・幼児教育従事者より意見を得て在り方の検討を行ってきた。また、在り方の検討を行う前に、幼稚園の園児募集における配慮や地元からの申出等

を踏まえ、来年度に入園する園児が卒園するまでは、原則再編しないこと等を決定した。

今回、協議した内容は、（１）公立園の在り方について、（２）幼稚園の再編理由について、（３）大津市立認定こども園への移行についての３点である。

（１）の公立園の在り方について、地域の子育て支援の拠点として、先導的により良い保育、教育を実践し、今後も地域と共に就学前児童とその保護者を支援していく必要があることを改めて確認した。

（２）の幼稚園の再編理由について、現在の再編基準は３年保育の実施後、４歳児の園児数が３年連続して２０人を下回った場合は近隣の幼稚園との再編を行うという画一的な基準となっており、地域の状況に合わない場合もあることなどから見直すこととし、園児数以外の判断材料として、Ａ、今後の園児数の増減の見込み、Ｂ、再編に伴うデメリット、負担増、Ｃ、他の施設を含めた有効活用、Ｄ、特色のある保育、教育などを加えることとした。

新たな再編基準については、４歳児の園児数の適正規模は２０人と考えるが、３年連続して１８人を下回った場合、かつ現実的に園児数の増加が見込めない場合には近隣の幼稚園等との再編を視野に入れて検討を行う。また、４歳児の園児数が１０人を下回ることが今後見込まれる場合には、その時点から再編の検討を進める。なお、４歳児の園児数が３年連続して５人を下回った場合は、幼・保一体化施設を除き、原則近隣の幼稚園等との再編を行うこととした。再編基準の見直しに当たっての視点としては、４人程度の遊びの集団が３つから５つ程度あることが望ましいというふうに考えたものである。

（３）の大津市立認定こども園への移行について、現行は、民間も含め幼保連携型認定こども園への移行などの検討を進めているが、園児数の減少や施設の老朽化への対応策として検討するとともに、現在、幼・保一体で運営している園や隣接園同士の認定こども園への移行を総合的に検討することとした。なお、認定こども園に移行させる具体的な園については、別途地域の状況を踏まえ導入の可能性を検討することとする。

#### 【質 疑】

○壽委員 議決の対象としては、計画の変更部分という理解でよいか。

○長堀幼児政策課補佐 そのとおりである。

○壽委員 細かいが、文言が重複している部分があるので、修正した上で採決ということでおよいか。

○島崎教育長 修正した内容で審議・採決をお願いします。

○前田委員 認定こども園への移行について、民間も含めた幼保連携型認定こども園に移行という記載は修正されている。地域の実情に沿ってということであると思うが、方向性としては大津市立の認定こども園の設置を積極的に進めていくということか。

○乾幼児政策課長 前は民間の認定こども園を視野に入れて記載していたが、民間園のこども園化はどんどん進んでおり、その点については民間に委ねることで計画にあえて記載せず、大津市としてどうするかという観点で、今回については大津市立の認定こども園の設置も進めていくということを記載したものである。

○八田委員 再編基準を見直したことについて、これまでの基準に沿って、再編対象になった園があるが、それらの地域の方からの意見などはどうか。

○乾幼児政策課長 これまで再編になった園については、当時の基準に沿った結果的なものではあるが、今回改めた基準においても、再編対象に当てはまってはいる。但し、やはり基準はどうであったかということなど、地域より説明を求められれば、丁寧な説明をさせていただきたいと思っている。

○田村委員 新たな再編基準について、「再編を視野に入れて検討を行う」とあるが、再編を視野に入れて何を検討するのか。

○乾幼児政策課長 ここに記載した人数を下回った場合には、再編するか否かというところを検討するという意味である。

○田村委員 再編を進めるという記載であれば理解できるが、この表現でいう「検討」は、例えば再編を視野に入れつつ、より幼稚園経営なり教育内容を充実させて、再編に至らないようになってこ入れを図るということも含まれるのではないか。再編へのベクトルだけなのか。本来的

には、より継続的に幼稚園が充実して、もっと子供たちが入園するような検討も当然含まれるべきではないか。

前回の基準下での幼稚園の再編については、各学区を回って地域の方に説明したと思うが、その際の色々な意見の中で、教育委員会として再編ありきではないか、というのが一定数を占めたと理解している。従い、地域に根差した幼稚園、就学前教育の在り方について、市のスタンスとしてはより充実したものにしていくべきである。もちろん保育園に入れざるを得ない家庭は別にして、民間の園児確保に向けた努力と比較したときに、公立はまだまだできることがあるのではないかという意見もたくさん出ている。そう考えると、再編基準がやや緩やかになったことにより、地域の方に対するメッセージとして、将来的な見込みも持って主体的に地域の実情を踏まえながら、園経営の更なる見直しを抜本的に行うことなど、長期的な検討をしていくということが、前面に出るような文言が好ましいが、文言を変えるのが難しいのであれば、丁寧に説明をしなければいけないと感じる。基準は変わったが、やはり統廃合に向いていると取られないようお願いしたいと思う。

○長堀幼児政策課補佐 承知した。検討のポイントにも記載したが、他の施設も含めた有効活用のみならず、特色のある教育や取り組みを生かすことや幼小での連携や地域間での連携など、様々な可能性を検討していきたいと考えている。

○乾幼児政策課長 今回、再編基準ということでこの表記になっているが、前回の画一的な基準を見直すという主旨であるので、丁寧に説明していきたい。

**【採 決】** 可決

#### ○議案第17号 大津市教育委員会の所属職員の任免に係る臨時代理について

**【説 明】**

○青山教育総務課長 令和3年3月15日付の人事異動に関するものである。

**【質 疑】** 非公開

**【採 決】** 可決

#### ○議案第18号 大津市教育委員会の所属職員の任免について

**【説 明】**

○青山教育総務課長 令和3年4月1日付の人事異動・機構改革を行うものである。

**【質 疑】** 非公開

**【採 決】** 可決

閉会 教育長が3月定例会の閉会を宣言